

ちいさな物語BOX利用規則

一般社団法人まちのね浜甲子園(以下「管理者」という。)は、ちいさな物語BOX(以下「本サービス」という。)に関し、次のとおり利用規則を定める。

(遵守義務)

第1条 本サービスの利用者は、「ちいさな物語BOX利用規則」に同意し、本利用規則を遵守しなければならない。

(サービスの内容)

第2条 本サービスは作品をHAMACO: LIVING来場者に対し展示・販売する機会を提供するサービスである。本サービス申込者は以下に定めるサービスを楽しむことができる。

- (1) 決められた場所での作品の展示
- (2) 購入希望者に対する作品の販売
- (3) まちのね浜甲子園のSNSによる販売促進
- (4) まちのね浜甲子園が主催する近隣イベントでの販売(希望者のみ)
- (5) 商品状況などの確認は月1回まで問い合わせることができる。

(営業時間)

第3条

- (1) 本サービスの営業時間は、HAMACO: LIVINGの営業時間に準ずる。(HAMACO: LIVING 営業時間: 10:00~17:00 定休日: 火曜日・日曜日・祝日・夏期休暇・年末年始)
なお、管理者の都合により開館時間及び定休日の変更となる場合がある。
- (2) 本サービスの営業時間中であっても、イベント利用及び貸切利用の場合は、参加者及び貸切利用者しか入館することができない。

(商品)

第4条 以下の各号に該当する商品を展示・販売することはできない。

- (1) 著作権(キャラクターなど)を侵害する物
- (2) 化粧品または化粧品として利用される可能性のあるもの、飲食物
- (3) わいせつ物、児童ポルノに関連する商品
- (4) 商品券・プリペイドカード・その他有価証券
- (5) 前各号に定める他、管理者が適切ではないと判断した商品

(納品)

第5条 下記必要品を納品すること。

- (1) 利用申込書(全ての欄を記入すること)
- (2) BOX(奥行39/横幅33/高さ33)またはラック(横幅51/高さ40)内に展示できる量の作品
- (3) 価格(税込)とBOXナンバーを記載したタグもしくは値札シール(各商品へ貼り付けのこと)
- (4) ディスプレイ什器・ショップカード・包装資材は、利用者が必要に応じて準備する。
- (5) 粘着力の高いテープ/突っ張り棒/画鋸などのBOX破損につながる物の使用は禁止とする。

(利用料金・支払い)

第6条

- (1) 利用者は本サービスの対価として1BOXあたり4,400円/3ヶ月を支払うものとする。利用BOXの位置は空BOXから利用者が選ぶことができる。
- (2) 次回販売開始月(4月/7月/10月/1月)の1日からの販売開始とする。
- (3) BOX代金の支払いのみ現金/PayPayで行うことができる。
- (4) 商品の売上は現金取引のみとする。
- (5) 解約のお申し出がない限り継続利用となり、使用料の支払いをする必要がある。
- (6) 継続利用の場合は、更新月(6月/9月/12月/3月)にお支払いを行う。支払いが完了していない場合、管理者は商品の展示販売を取り下げることができる。

(解約)

第7条

- (1) 解約の申し出は更新月(6月/9月/12月/3月)の1日～10日までに行うこと。
(例:7月から解約したい場合、6月1日～10日までにお申出いただく)
- (2) 利用者都合による契約期間中の解約の場合、残期間分の返金を行わないこととする。
- (3) 契約期間終了時の商品在庫及び売上代金は、利用者がHAMACO:LIVINGへ来館し受取ることにする。
- (4) BOXの破損がある場合、復旧作業にかかった費用を賠償請求する場合がある。

(管理者の免責)

第8条

- (1) 管理者は、本サービスにおいて販売される作品等について、その品質、性能、他の作品等との適合性その他のいかなる保証も行わない。
- (2) 管理者は、本サービスで販売される商品について、盗難・破損等が発生した場合はその責任を負わない。また商品の在庫管理についても行わないものとする。
- (3) 利用者は、商品に関し管理者が購入者からクレーム等を受けた場合、自己の責任においてこれに対応するものとする。利用者は直接購入者と連絡を取り、その解決を図る。

一般社団法人まちなね浜甲子園

2024年4月1日改訂